府　令

○内閣府令第五十三号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、資産の流動化に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年十二月六日

内閣総理大臣　菅　　直人

資産の流動化に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第五号を削る。

第七十七条中「次に掲げる要件」を「資産流動化計画において、特定短期社債の発行期間中に取得する特定資産の内容（取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件）及び取得時期（取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由）が具体的に定められていること」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

第九十一条中「次に掲げる要件」を「資産流動化計画において、特定約束手形の発行期間中に取得する特定資産の内容（取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件）及び取得時期（取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由）が具体的に定められていること」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

第二条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第百九十二条第一項第一号中「次項第二号」を「次項第一号」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号づつ繰り上げ、同条第三項中「に掲げるすべての要件を満たす」を「の各号に掲げる」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　いずれかの特定短期投資法人債（発行を予定する短期投資法人債の発行により調達した資金をもって償還が行われる短期投資法人債をいう。以下本条において同じ。）が第一項第一号から第三号までに掲げる目的により発行された場合であって、発行を予定する短期投資法人債の元本の償還について、当該特定短期投資法人債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあること。

二　いずれかの特定短期投資法人債が第一項第四号に掲げる目的により発行された場合であって、発行を予定する短期投資法人債の元本の償還について、当該特定短期投資法人債の総額の払込みのあった日から六月未満の日とする確定期限の定めがあること。

第百九十二条第四項中「前項第二号イ及びロ」を「前項」に改める。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第三条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条及び第十九条を次のように改める。

（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　特定目的会社が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券（特定目的会社の計算に関する規則第二十七条第一項第一号ニに規定する売買目的有価証券をいう。以下この項において同じ。）又はその他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的の債券（第十七条の規定による改正前の特定目的会社の計算に関する規則第五条第六項第二号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この項において同じ。）以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての第十七条の規定による改正後の特定目的会社の計算に関する規則第五条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

2　第十七条の規定による改正後の特定目的会社の計算に関する規則第四十七条の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る計算書類については、なお従前の例による。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　投資法人が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券（投資法人の計算に関する規則第三十七条第三項第一号ニに規定する売買目的有価証券をいう。以下この項において同じ。）又はその他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的の債券（第十八条の規定による改正前の投資法人の計算に関する規則第五条第六項第二号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この項において同じ。）以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての第十八条の規定による改正後の投資法人の計算に関する規則第五条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

2　第十八条の規定による改正後の投資法人の計算に関する規則第五十六条の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する営業期間に係る計算書類について適用し、同日前に開始する営業期間に係る計算書類については、なお従前の例による。

附　則

この府令は、平成二十三年一月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第百二十号

投資法人が発行を予定する短期投資法人債が企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関から取得する必要のある格付を指定する件（平成二十二年三月金融庁告示第三十九号）は、平成二十二年十二月三十一日限り廃止する。

平成二十二年十二月六日

金融庁長官　三國谷勝範

○金融庁告示第百二十一号

資産の流動化に関する法律施行規則第二十六条第二項第五号並びに第九十一条第二号イ及びロの規定に基づく特定目的会社が発行を予定する特定約束手形が企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関から取得する必要のある格付を指定する件（平成十二年十一月金融庁告示第四十六号）は、平成二十二年十二月三十一日限り廃止する。

平成二十二年十二月六日

金融庁長官　三國谷勝範

○法務省告示第五百九十九号

東京都新宿区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年一月六日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば新宿区役所又は東京法務局に照会すること。

平成二十二年十二月六日

法務大臣　仙谷　由人

東京市淀橋区戸塚町四丁目八百四十五番地

岸登　則親

○法務省告示第六百号

秋田県由利本荘市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年一月六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。